

新見市奨学金の手引

令和 7 年 5 月

新見市教育委員会

奨学生を志望される方へ

皆さんは、それぞれの目標をもって、日々の勉学に励んでおられることと思います。

この奨学金制度は、向学の意欲を持ちながらも経済的に修学が困難な方に対し、側面的に修学を援助しようとするものであり、その原資は新見市奨学金基金として積み立てられたものです。

これまで、この制度を利用して修学し、社会人となった方が数多くおられます。この先輩に当たる方たちの返還によって、次の代へと引き継がれることとなります。申請にあたっては、この制度の趣旨や内容をよく理解していただいた上で申請してください。

皆さんが、この奨学金を役立てて、自己の目標達成に向け、健康で意欲をもって有意義な学生生活を送られることを期待しています。

新見市教育委員会

新見市奨学金貸付制度

貸付を受けるには

1 目 的

大学、高等専門学校、高等学校、専修学校（大学院、別科、専攻科及び通信制課程を除く。）に在学する学生又は生徒で、経済的理由により修学困難な人に対し奨学金の貸付を行い、社会に貢献する有為な人材を育成することを目的としています。

2 奨学生の資格

奨学金の貸付を受ける人を奨学生といい、次の条件を備えた人でなければなりません。

- （１）大学、高等専門学校、高等学校、専修学校（大学院、別科、専攻科及び通信制課程を除く。）に在学していること。
- （２）父、母又はこれに相当する人が新見市に住所を有すること。
- （３）経済的事情により修学困難であること。
- （４）学業及び品行が良く、心身ともに健康であること。

3 奨学金の募集定員

- （１）大学・専修学校・高等専門学校 ８人
- （２）高等学校・専修学校（高校課程） １人

4 奨学金の額

- （１）大学学生 月額 ３３,０００円
- （２）高等専門学校生徒 月額 ３３,０００円
- （３）専修学校生徒 月額 ３３,０００円
- （４）高等学校生徒 月額 １４,０００円
- （５）専修学校生徒（高校課程） 月額 １４,０００円

上記の金額を当該学校の卒業まで**無利息で貸与**します。

4 申 請

貸付を希望される人は、次の書類を令和 7 年 6 月 1 3 日（金）までに教育委員会へ提出してください。

(1) 奨学金借入申請書 様式第 1 号

(2) 世帯票 様式第 2 号

(3) 所得・課税証明書 税務課が発行する様式

※世帯全員分の令和 7 年度の所得・課税証明書を提出してください。

※令和 7 年度の所得・課税証明書は

6 月 1 日以降の平日に市役所税務課、各支局・市民センターで交付を受けてください。

(4) 在学証明書

(5) 成績証明書（出身学校又は在学学校のもの）

(6) 健康診断書（健康であることの医師の証明）

※学校の健診結果の写しでも可

貸付が決定したら

5 奨学生の決定

- (1) 新見市奨学生選考委員会に諮ったうえで決定されます。
- (2) 奨学金借入証書を提出していただきます。

この場合に連帯保証人2名に連署していただくことになります。

- (3) 当初の貸付は、8月下旬から9月初旬頃になり、4月から9月分の半年分が貸し付けられます。以後は、3ヶ月分ずつ前払で振り込まれます。

6 異動の届出

奨学生（連帯保証人）は、次の場合には直ちに教育委員会に届け出なければなりません。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) 休学、復学、留年又は退学したとき。
- (3) 停学処分又は退学処分を受けたとき。
- (4) 本人及び連帯保証人の住所、氏名、連絡先等の重要な事項に異動があったとき。

7 奨学金の停止、廃止

次のいずれかに該当したときは、奨学金の貸付を廃止します。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) 本人及び父、母又はこれに相当する者全員が市外に転出したとき。
- (3) 退学したとき。
- (4) 奨学金を必要としない事情が生じたとき。

次のいずれかに該当したときは、貸付を停止し、もしくは廃止することがあります。

- (1) 停学処分を受けたとき。
- (2) 学業又は品行が不良のとき。
- (3) 留年又は休学し、若しくは卒業の見込みがなくなったとき。

貸付が終わったら

8 奨学金の返還

卒業した日又は貸付を廃止された日の翌月の初日から起算し6月を経過した日から、貸付を受けた期間の3倍の期間内に半年賦又は年賦の方法により返還していただきます。

(例) 月額33,000円を4年間貸付を受けた場合、
貸付総額1,584,000円を12年間以内に
返還していただくことになります。

9 返還猶予・免除

- (1) 上級学校(大学院等)に進学したときは、その在学期間中及び卒業後6ヶ月間返還を猶予されます。
- (2) 本人が死亡し又は特別な事情により、奨学金の返還が困難になったときは、返還を猶予し、又はその一部を免除されることがあります。

【申請書提出先・問合せ先】

新見市教育委員会 学校教育課

〒718-8501 新見市新見310-3

TEL 0867-72-6146 FAX 0867-72-6120